

令和6年4月9日

市政記者クラブ 様

港区保健福祉センター福祉部民生子ども課
担当：大野（654-9710）

港区役所における個人情報が含まれる文書の誤送付について

港区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、生活保護変更決定通知書の誤送付がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 発生日

令和6年4月5日（金）

2 概要

生活保護受給者であるAさんあてに送付すべき生活保護変更決定通知書を、誤って別の生活保護受給者であるBさんあての文書と重なっていたことに気付かず送付したことが、令和6年4月5日（金）にBさんからの連絡を受けて判明しました。

3 漏えいした個人情報

Aさんの住所、氏名並びに生活保護費の受給状況、支給額及び保護変更決定内容

4 対応

Bさんについては、同日、ご自宅を訪問のうえ謝罪して、Aさんあての生活保護変更決定通知書を回収しました。Aさんについては、4月8日（月）にご自宅を訪問し経緯を説明した上で謝罪しました。

5 原因

生活保護変更決定通知書を封入する際に、封筒と文書の枚数を合わせなかったこと及びダブルチェック実施時に封入物をしっかりと確認することを怠ったため。

6 再発防止策

- （1）封入作業時に発送文書数、紙折り機使用後の文書数及び封筒数の一致の確認を徹底する。
- （2）発送対象者リストと照合して封入作業を行い、別の職員によるダブルチェックの実施を徹底する。
- （3）上記作業工程を網羅した点検表を作成し、作業漏れがないか送付前にチェックする。